

市会発議第3号

福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月25日

発議者	福知山市議会議員	高橋 正樹
賛成者	福知山市議会議員	大谷 洋介
//	//	吉見 純男
//	//	中嶋 守
//	//	イシワタ マリ

福知山市議会議長 田渕 裕二 様

(別紙)

福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

(福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年福知山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（第3項において「施行日」という。）から施行する。
ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

- 3 第1条の規定による改正前の福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和5年12月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内扱とみなす。